

内水面漁業地域及び内水面漁業集落の見直しの検討について（案）

資料 8

【漁業地区及び漁業集落について】

現在の内水面漁業地域※1及び内水面漁業集落※2は2003年漁業センサス（平成15年度実施）において見直しを行い設定されたもの。

内水面漁業地域及び内水面漁業集落は、2003年漁業センサスにおいて内水面漁業地域調査の調査対象を内水面漁業地域とし、集落ごとの社会教育施設の整備状況やし尿処理、家庭雑排水処理の状況等に関する項目を設けていたため、内水面漁業地域及び内水面漁業集落の地域範囲を明確にする必要があった。

しかしながら、2008年漁業センサスにおける調査項目等の見直しにより、内水面漁業地域調査の調査対象を内水面組合とし、その管轄範囲の状況を把握することとなり、また、集落ごとの施設等に関する項目が廃止されたため、内水面漁業地域調査における地域範囲の設定は不要となったものの、同地域範囲を用いて新たに内水面漁業経営体調査結果の小地域統計を作成することとなった。

○ 内水面漁業地域数 964 ○ 内水面漁業集落数 49

- ※1 琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦における漁業権行使区域、並びに共同漁業権が設定されている河川・湖沼であって漁業権行使区域により区分されている水域及びこれに接続する地域。
- ※2 漁港を核に、その背後に当該漁港の利用関係にある漁業世帯が居住する範囲を、社会生活面の一体性に基づいて設定（具体的には、社会生活面の一体性に配慮しつつ、国勢調査の基本単位区で選択した区域のうち、内水面漁業経営体の多い順に全体の8割程度に達する区域で、4経営体以上存在するものを漁業集落として設定）

〈現在の位置付け〉

○内水面漁業地域：内水面漁業経営体調査の集計範囲 ○内水面漁業集落：内水面漁業経営体調査の集計範囲

【見直し検討の背景】

内水面漁業調査における内水面漁業地域及び内水面漁業集落は、2008年漁業センサスにおける調査項目等の見直しにより内水面漁業経営体調査の集計範囲としているが、内水面漁業経営体の減少（2008年6,478経営体→2018年4,772経営体）に伴い、調査結果を表章する際に秘匿措置（個人又は法人その他の団体に関する秘密を保持するため、統計数値を公表しない措置）が必要な地域が多くを占めてきており、一部においては、内水面漁業地域又は内水面漁業集落結果の秘匿により上位階層である市区町村結果も秘匿措置（二次秘匿）が必要な状況となっていることから、小地域統計の詳細な表章に支障をきたしているところ。

なお、2018年漁業センサスにおける状況は次のとおり。

【漁業経営体の多い都道府県と少ない都道府県の集計結果】

《 2018年養殖業経営体 》

○ 内水面養殖業に関する統計

2 経営体

(10) 過去1年間の収獲物の販売金額別経営体数

市 区 町 村 ・ 内 水 面 漁 業 地 域 ・ 内 水 面 漁 業 集 落	計	販売なし	10万円未満		(参考) 平均販売 金額
	経営体	経営体	経営体		百万円
全国	2,704	162	218		36
新潟県	375	27			
新発田市	206	2	x		
加治川	016	-	-		
集落設定外	999	-	-		
地域設定外	999	2	x		
集落設定外	999	2	x		
小千谷市	208	82	1		
地域設定外	999	82	1		
集落設定外	999	82	1		
加茂市	209	2	x		
加茂川	006	-	-		
集落設定外	999	-	-		
地域設定外	999	2	x		
集落設定外	999	2	x		
十日町市	210	9	2		
中魚沼	009	-	-		
集落設定外	999	-	-		
地域設定外	999	9	2		
集落設定外	999	9	2		
見附市	211	12	-		
地域設定外	999	12	-		
集落設定外	999	12	-		
村上市	212	5	-		
荒川	001	1	x		
集落設定外	999	1	x		
三面川	017	4	x		
集落設定外	999	4	x		
大川	024	-	-		
集落設定外	999	-	-		
勝木川	025	-	-		
集落設定外	999	-	-		
地域設定外	999	-	-		
集落設定外	999	-	-		
燕市	213	-	-		
地域設定外	999	-	-		
集落設定外	999	-	-		
糸魚川市	216	10	2		
姫川	013	-	-		
集落設定外	999	-	-		
海川	018	-	-		
集落設定外	999	-	-		
早川	019	1	x		
集落設定外	999	1	x		
能生	023	3	-		
集落設定外	999	3	-		
地域設定外	999	6	x		
集落設定外	999	6	x		

市 区 町 村 ・ 内 水 面 漁 業 地 域 ・ 内 水 面 漁 業 集 落	計	販売なし	10万円未満		(参考) 平均販売 金額
	経営体	経営体	経営体		百万円
全国	2,704	162	218		36
佐賀県	12	-	-		20
佐賀市	201	8	-		20
筑後川3号	002	2	x		x
集落設定外	999	2	x		x
古湯	006	-	-		-
集落設定外	999	-	-		-
川上川	007	2	x		x
集落設定外	999	2	x		x
地域設定外	999	4	-		28
集落設定外	999	4	-		28
唐津市	202	1	x		x
岐木川	004	-	-		-
集落設定外	999	-	-		-
伊岐佐川	005	-	-		-
集落設定外	999	-	-		-
玉島川	008	1	x		x
集落設定外	999	1	x		x
地域設定外	999	-	-		-
集落設定外	999	-	-		-
鳥栖市	203	-	-		-
地域設定外	999	-	-		-
集落設定外	999	-	-		-
多久市	204	1	x		x
集落設定外	999	1	x		x
伊万里市	205	-	-		-
大川町	003	-	-		-
集落設定外	999	-	-		-
地域設定外	999	-	-		-
集落設定外	999	-	-		-
武雄市	206	1	x		x
朝日ダム	011	-	-		-
集落設定外	999	-	-		-
地域設定外	999	1	x		x
集落設定外	999	1	x		x
鹿島市	207	-	-		-
地域設定外	999	-	-		-
集落設定外	999	-	-		-
小城市	208	-	-		-
地域設定外	999	-	-		-
集落設定外	999	-	-		-
嬉野市	209	-	-		-
塩田川	010	-	-		-
集落設定外	999	-	-		-
地域設定外	999	-	-		-
集落設定外	999	-	-		-
神埼市	210	1	x		x
地域設定外	999	1	x		x
集落設定外	999	1	x		x

《 2018年湖沼漁業経営体 》

○ 湖沼漁業に関する統計

2 経営体

(10) 過去1年間の漁獲物販売金額別経営体数

市 区 町 村 ・ 内 水 面 漁 業 地 域 ・ 内 水 面 漁 業 集 落	計	販売なし	10万円未満		(参考) 平均販売 金額
	経営体	経営体	経営体		百万円
全国	1,930	19	183		4
滋賀県	446	5			
大津市	201	88	-		
志賀町中浜	026	3	-		
北小松	017	3	-		
集落設定外	999	-	-		
本堅田	027	36	-		
本堅田2丁目	018	31	-		
集落設定外	999	5	-		
比叡辻	028	1	x		
集落設定外	999	1	x		
栗津町	029	1	x		
集落設定外	999	1	x		
大石龍門	030	-	-		
集落設定外	999	-	-		
上田上牧町	031	-	-		
集落設定外	999	-	-		
葛川坊村町	049	-	-		
集落設定外	999	-	-		
地域設定外	999	47	-		
集落設定外	999	47	-		
彦根市	202	17	-		
須越町	016	2	x		
須越	011	2	x		
集落設定外	999	-	-		
地域設定外	999	15	x		
集落設定外	999	15	x		
長浜市	203	90	-		
大浦	001	11	-		
大浦	001	11	-		
集落設定外	999	-	-		
尾上	002	11	-		
東尾上・尾上	002	8	-		
今西	003	3	-		
集落設定外	999	-	-		
びわ町南浜	004	11	-		
びわ町南浜	004	11	-		
集落設定外	999	-	-		
新庄中町	005	3	-		
集落設定外	999	3	-		
上丹生	039	-	-		
集落設定外	999	-	-		
杉野	040	-	-		
集落設定外	999	-	-		
川合	041	-	-		
集落設定外	999	-	-		
野瀬	042	-	-		
集落設定外	999	-	-		
小谷	044	-	-		
集落設定外	999	-	-		

市 区 町 村 ・ 内 水 面 漁 業 地 域 ・ 内 水 面 漁 業 集 落	計	販売なし	10万円未満		(参考) 平均販売 金額
	経営体	経営体	経営体		百万円
全国	1,930	19	183		4
群馬県	1	x	x		x
前橋市	201	-	-		-
群馬東毛	006	-	-		-
集落設定外	999	-	-		-
地域設定外	999	-	-		-
集落設定外	999	-	-		-
高崎市	202	-	-		-
上州烏川	007	-	-		-
集落設定外	999	-	-		-
地域設定外	999	-	-		-
集落設定外	999	-	-		-
桐生市	203	-	-		-
群馬両毛	002	-	-		-
集落設定外	999	-	-		-
桐生両毛	004	-	-		-
集落設定外	999	-	-		-
地域設定外	999	-	-		-
集落設定外	999	-	-		-
伊勢崎市	204	-	-		-
地域設定外	999	-	-		-
集落設定外	999	-	-		-
太田市	205	-	-		-
東毛新田	005	-	-		-
集落設定外	999	-	-		-
地域設定外	999	-	-		-
集落設定外	999	-	-		-
沼田市	206	-	-		-
利根沼田	001	-	-		-
集落設定外	999	-	-		-
地域設定外	999	-	-		-
集落設定外	999	-	-		-
館林市	207	1	x		x
館林邑楽	003	1	x		x
集落設定外	999	1	x		x
地域設定外	999	-	-		-
集落設定外	999	-	-		-
渋川市	208	-	-		-
坂東吾妻	010	-	-		-
集落設定外	999	-	-		-
地域設定外	999	-	-		-
集落設定外	999	-	-		-
藤岡市	209	-	-		-
上州烏川	007	-	-		-
集落設定外	999	-	-		-
神流下流	009	-	-		-
集落設定外	999	-	-		-
地域設定外	999	-	-		-
集落設定外	999	-	-		-

【内水面漁業経営体数上位及び下位 5 都道府県における小地域の秘匿等の状況】

《 養殖業経営体 》

	経営体数	市区町村	漁業経営体 がない (一)	秘匿措置 (X) ()は二次 秘匿	漁業経営体 がいる市区 町村の秘匿 割合	内水面 漁業地域 (実数)	内水面 漁業地域 (延べ)	漁業経営体 がない (一)	秘匿措置 (X) ()は二次 秘匿	漁業経営体 がいる内水 面漁業地域 の秘匿割合	地域設定外 に漁業経営 体のいる市 区町村	秘匿措置 (X) ()は二次 秘匿	秘匿割合	内水面 漁業集落 (実数)	内水面 漁業集落 (延べ)	漁業経営体 がない (一)	秘匿措置 (X) ()は二次 秘匿	漁業経営体 がいる内水 面漁業集落 の秘匿割合	集落設定外 に漁業経営 体のいる内 水面漁業 地域	秘匿措置 (X) ()は二次 秘匿	秘匿割合	
	全国	2,704	1,741	1,032	465	65.6	964	1,154	850	222(9)	73.0	543	403(13)	74.2	49	63	55	6	75.0	826	621(23)	75.2
1	15 新潟県	375	30	8	7	31.8	29	31	21	7(2)	70.0	21	11(2)	52.4	-	-	-	-	-	31	18(4)	58.1
2	23 愛知県	214	54	35	9	47.4	26	27	27	-	0.0	19	9	47.4	-	-	-	-	-	19	9	47.4
3	20 長野県	160	77	41	26	72.2	19	58	50	6	75.0	29	21	72.4	-	-	-	-	-	37	27	73.0
4	36 徳島県	124	24	6	10	55.6	24	32	17	10(1)	66.7	8	6	75.0	-	-	-	-	-	23	16(1)	69.6
5	22 静岡県	120	35	12	12	52.2	35	36	29	5	71.4	20	12	60.0	-	-	-	-	-	27	17	63.0
43	26 京都府	16	26	19	5	71.4	18	19	13	5	83.3	4	3	75.0	-	-	-	-	-	10	8	80.0
44	31 鳥取県	15	19	11	6	75.0	3	7	6	1	100.0	7	5	71.4	-	-	-	-	-	8	6	75.0
45	27 大阪府	14	43	34	8	88.9	6	6	6	-	0.0	9	8	88.9	-	-	-	-	-	9	8	88.9
46	41 佐賀県	12	20	15	4	80.0	11	11	8	3	100.0	4	3	75.0	-	-	-	-	-	7	6	85.7
47	47 沖縄県	4	41	37	4	100.0	-	-	-	-	-	4	4	100.0	-	-	-	-	-	4	4	100.0

※ 市区町村を跨がる内水面漁業地域(内水面漁業地域を跨がる内水面漁業集落)については、それぞれの市区町村(内水面漁業地域)ごとに集計していることから、漁業経営体がない(一)及び秘匿措置(X)の合計が内水面漁業地域(内水面漁業集落)の数を上回る場合がある。

※「集落設定外に漁業経営体のいる内水面漁業地域」には、「地域設定外に漁業経営体のいる市区町村」の数も含む。

《 湖沼漁業経営体(団体経営体及び年間湖上作業従事日数30日以上 of 個人経営体) 》

	経営体数	市区町村	漁業経営体 がない (一)	秘匿措置 (X) ()は二次 秘匿	漁業経営体 がいる市区 町村の秘匿 割合	内水面 漁業地域 (実数)	内水面 漁業地域 (延べ)	漁業経営体 がない (一)	秘匿措置 (X) ()は二次 秘匿	漁業経営体 がいる内水 面漁業地域 の秘匿割合	地域設定外 に漁業経営 体のいる市 区町村	秘匿措置 (X) ()は二次 秘匿	秘匿割合	内水面 漁業集落 (実数)	内水面 漁業集落 (延べ)	漁業経営体 がない (一)	秘匿措置 (X) ()は二次 秘匿	漁業経営体 がいる内水 面漁業集落 の秘匿割合	集落設定外 に漁業経営 体のいる内 水面漁業 地域	秘匿措置 (X) ()は二次 秘匿	秘匿割合	
	全国	1,930	763	684	26(10)	32.9	434	537	441	39(11)	40.6	33	10(4)	30.3	49	63	23	10(4)	25.0	109	46(14)	42.2
1	25 滋賀県	446	19	9	－	0.0	51	51	24	9(3)	33.3	10	3(1)	30.0	18	27	10	5(2)	58.8	24	8(2)	33.3
2	32 島根県	401	19	17	－	0.0	9	14	12	－	0.0	1	－	0.0	2	4	4	－		3	－	0.0
3	02 青森県	388	40	33	4(3)	57.1	52	57	48	4(2)	44.4	－	－	－	3	3	－	1(1)	33.3	8	4(2)	50.0
4	08 茨城県	262	44	29	3(1)	20.0	45	45	20	8(2)	32.0	4	－	0.0	21	21	4	4(1)	23.5	24	9(3)	37.5
5	01 北海道	130	179	165	9(3)	64.3	53	57	45	8(3)	66.7	4	2	50.0	3	6	4	－	0.0	15	10(3)	66.7
14	12 千葉県	8	54	51	3(1)	100.0	15	16	15	1	100.0	2	2(1)	100.0	－	－	－	－	－	3	3(1)	100.0
15	43 熊本県	4	45	44	－	0.0	17	17	14	3	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	3	3	100.0
16	14 神奈川県	3	33	32	－	0.0	11	14	13	－	0.0	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	0.0
17	07 福島県	2	59	57	2	100.0	28	41	39	2	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	2	2	100.0
18	10 群馬県	1	35	34	1	100.0	11	18	17	1	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	1	1	100.0

※ 市区町村を跨がる内水面漁業地域(内水面漁業地域を跨がる内水面漁業集落)については、それぞれの市区町村(内水面漁業地域)ごとに集計していることから、漁業経営体がない(一)及び秘匿措置(X)の合計が内水面漁業地域(内水面漁業集落)の数を上回る場合がある。

※「集落設定外に漁業経営体のいる内水面漁業地域」には、「地域設定外に漁業経営体のいる市区町村」の数も含む。

【対応方向】

2018年漁業センサス結果における秘匿等の状況をみると、

- 養殖業経営体では、漁業経営体がいる地域に対する秘匿措置が必要な地域の割合は、市区町村で65.6%、内水面漁業地域で73.0%、内水面漁業集落で75.0%となっている
さらに、内水面漁業地域では二次秘匿の必要な地域が存在している
また、養殖業は必ずしも河川・湖沼の共同漁業権の行使又は漁港の利用と関係しないため、内水面漁業地域又は内水面漁業集落の設定外地域にも多くの漁業経営体が存在している
- 湖沼漁業経営体では、養殖業経営体に比べ秘匿措置の割合は少ないものの、漁業経営体がいる地域に対する秘匿措置が必要な地域の割合は、市区町村で32.9%、内水面漁業地域で40.6%、内水面漁業集落で25.0%となっている
さらに、市区町村、内水面漁業地域、内水面漁業集落で二次秘匿の必要な地域が存在している
なお、湖沼漁業経営体における市区町村の二次秘匿は、市区町村別集計を湖沼別にも行っており、複数の市区町村にかかる湖沼によっても生じている

となっており、小地域で集計することにより表章項目の内訳（漁業経営体数計以外の項目）を秘匿措置せざるを得なくなり、逆に全体像が見えにくくしている。

また、漁業経営体数がこのまま減少すると仮定すると、秘匿措置が必要な地域はさらに増えることが懸念される。

そのため、内水面漁業経営体調査の集計における内水面漁業地域及び内水面漁業集落別の集計を取りやめ、集計の範囲を全国、都道府県（湖沼・都道府県）、市区町村（湖沼・市区町村）とする。

なお、現状においても湖沼・市区町村別を表章することで二次秘匿を含む秘匿措置が必要な市区町村が生じている状況ではあるものの、主要湖沼及び自治体単位での集計は必要と考えられることから、引き続き集計することとしたい。